

令和2年4月23日

訪問介護サービス事業所
通所介護サービス事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
管理者様

諏訪広域連合
介護保険課長

新型コロナウイルス感染症によるサービスの縮小・停止となった場合の
利用者への影響について（依頼）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けては、官民一体となって取組を進めておりますが、未だ終息の時期が見いだせない状況です。

全国的には、介護サービス事業所の従業員に複数の感染者が発生し、広範囲での休業要請が出されるなど、高齢者の生活への影響が懸念されており、諏訪広域においても今後の感染者の増加を想定した対応が必要になると考えております。

つきましては、通所型サービス等が広範囲で休業するような状況が発生した場合に、利用者への影響を最小限とするため、貴事業所の利用者（登録者含む）の状況を把握したく、ご多用のところ誠に恐縮ですが調査にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 基準日 令和2年4月1日（4月1日時点での登録者が対象）
- 2 対象事業所
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
訪問介護、小規模多機能型居宅介護
- 3 報告期限 令和2年5月1日（金）
- 4 報告方法 FAX 71-2071 または
電子メール kaigo@union.suwa.lg.jp
- 5 報告様式
別紙、「登録者の区分報告書」により報告してください。
電子メールで報告の場合は、様式を広域連合ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

6 報告していただく内容

登録者の身体状況や家庭環境等を整理し区分してください。

区分	区分の定義等
①	事業所の休業により、サービスの提供が困難となった場合、1か月程度なら見守り程度の支援で在宅生活が可能 例：○家族に介護力がある 等
②	事業所の休業により、サービスの提供が困難となった場合、1か月程度なら部分的な支援により在宅生活が可能 例：○食事の提供（宅配弁当含む）があれば可能 ○日用品の買物支援があれば可能 等
③	事業所の休業により、サービスの提供が困難となった場合、短期間でも在宅生活は困難 例：○認知症による徘徊が頻繁にある ○家族の介護力がない（虐待も含む） 等
④	上記（①～③）に区分することが困難 例：○入院中や4月1日現在サービスの利用がなく、当面利用する予定もない 等

7 スクリーニングシートの活用について

区分に当たり、スクリーニングシートを広域連合ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

なお、スクリーニングシートの提出は不要です。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味 宮田 高橋
TEL：0266-82-8162
Fax：0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp